

神奈川工科大学における教育研究活動の行動規範

神奈川工科大学は、建学の理念に則って、地域社会さらに世界の学術研究と教育に重要な基盤を築く努力を重ねている。その実現のために、創造的な発想を支える自由で柔軟なシステムのもと、広く内外の研究者と協働して、社会と自然そして人類の関わる諸問題に関し先進的な研究を遂行し、各学問分野における世界的研究拠点となり、人類の将来に向けた的確な提言を行う。さらに、得られた研究成果を広く発信し、地域社会、産業界、諸外国が抱える課題の解決に寄与するとともに、独創性・有用性・新規性などをもった研究成果を挙げ、学問の進展に寄与するように努める。

研究の遂行にあたっては、真理の探求を目指して研究することとし、データの捏造、改ざん、盗用など故意に不正を行うことは絶対に行ってはならない。この認識のもとに、日本学術会議が策定した声明「科学者の行動規範について」(平成18年10月3日)に賛同し、これを遵守して研究活動を行うことを宣言する。

また、この宣言を実効あるものにするため、公的研究費を使用する本学研究者とこれを支援する者(学部学生、大学院学生、研究員等を含める。以下、「教職員等」という。)に対し研究倫理・技術倫理についての教育、啓発および不正行為の防止について振興し、以下の取り組みを実践する。

(1) 教職員等は、研究上の不正行為の防止を図り責任ある研究を遂行するため、関係法令および学内諸規則を遵守しなければならない。

(2) 教職員等は、研究活動に強い倫理観をもって、常に公私の別を意識し、利害関係者への対応に細心の注意を払い、節度をもって行動しなければならない。

(3) 研究成果は人類の共通財産であることを自覚し、教職員等は公共性をもって業務に従事しなければならない。

(4) 教職員等は、研究上のデータの捏造、改ざん、盗用等を行うことなく適正に研究成果を公表する。ただし、守秘義務が課されたものについてはこの限りではない。

(5) 教職員等は、自らの教育研究に関する業務に責任をもって適正に遂行し、本学関係部署間との円滑な連携を図り、相互協力して不正防止に努めなければならない。

(6) 教職員等は、公的研究費の公共性を常に自覚し、組織として不正使用を許さない風土・環境の構築を行うとともに、意識の向上にたゆまぬ努力をしなければならない。

(7) 教職員等においてはコミュニケーションの円滑化を図り、相互の信頼関係を構築し、部署を超えた相互連携のもと研究費管理業務を実施し、不正使用防止のため学内の通報制度を有効に機能させなければならない。

(8) 公的研究費の不正使用の恐れがあることを知った教職員等は、速やかに通報窓口等に通報しなければならない。

(9) 教職員等は、関係法令および学内諸規則に違反した場合は、速やかにその行為を表明しなければならない。

以上